

相模原市における空家等対策に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）と相模原市（以下「市」という。）は、相模原市における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全及び安心を確保するため、調査士会及び市が相互に連携及び協力し、相模原市内における空家等発生の未然防止、増加の抑制、管理の不全な空家等の解消並びに空家等の流通及び活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「空家等」の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条に規定するほか、この協定における用語は、空家法、空家法施行規則、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の例による。

（連携事項）

第3条 調査士会及び市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）第1条の目的達成に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （3）管理の不全な空家等がもたらす紛争の調整に関すること。
- （4）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （5）空家等の利活用促進に関すること。
- （6）空家等跡地の利活用に関すること。
- （7）空家等対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- （8）筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

2 前項各号に掲げる連携事項の実施にあたり、市と相模原市における空家等対策に関する協定を締結した他の団体（以下「他の協定締結団体」という。）は、相互に連携するものとする。

3 第1項各号に掲げる具体的な連携事項については、必要に応じて調査士会及び市が協議し、別に定めることができる。

(調査士会が主体となる取組事項)

第4条 調査士会は、前条第1項各号に掲げる連携事項を実施するため、自らの負担で相談窓口を設け、相談を行うものとする。

2 前項の相談を受けた場合は、必要に応じ相談者の同意を得て、他の協定締結団体へ相談内容等を繋げるものとする。

(市が主体となる取組事項)

第5条 市は、第3条第1項各号に掲げる連携事項を実施するため、相談を受けた場合は、相談者の同意を得て、調査士会に当該空家等に関する情報のうち必要な情報を提供するものとする。

(取組姿勢)

第6条 調査士会及び市は、第3条第1項各号に掲げる連携事項を実施するにあたり、相談者に寄り添った対応に努めるものとする。

(連携会議)

第7条 調査士会、他の協定締結団体及び市は、第3条の連携事項を実施するにあたり、必要に応じて連携会議を開催するものとする。

2 連携会議の運営その他必要な事項に関しては、調査士会、他の協定締結団体及び市が協議の上、定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 調査士会及び市は、第3条に規定する連携事項の実施により知り得た一切の情報を、相談者の同意を得ずに第三者に開示又は提供等をしてはならないものとし、この協定が終了した後においても同様とする。

(個人情報の適正管理)

第9条 調査士会及び市は、第3条に規定する連携事項の実施において個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行うものとする。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、調査士会又は市のいずれからも終了の意思表示がないときは、協定は同一条件により1年間有効期限を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定める連携事項の実施に関し、苦情又は紛争が発生した場合、調査士会及び市は、その対応について協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等が生じた場合は、調査士会及び市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、調査士会及び市が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月25日

横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会

代表 会長

鈴木貴志



相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市

代表 市長

坂山俊夫

